

報告第4号

令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

山都町長 坂本 靖也

令和7年度 山都町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明	
						企業債	国庫補助金	工事負担金	損益勘定 留保資金				
1 資本的 支出	1 建設改 良費	令和7年度国庫補助 事業施工管理業務委 託	円 2,497,000	円 740,000	円 1,757,000	円 0	円 0	円 0	円 1,757,000	円 0	円 0	本年度国庫補助事業工事を繰越したことにより、併せて施工管理業務委託を繰越すものです。	
		旧簡水管尾地区水道 管更新工事	124,500,000	41,800,000	82,700,000	33,800,000	22,903,000		25,997,000	0	0	本工事を施工するにあたり、同時に施工する電気ケーブル等の納期が遅延することから繰越すものです。	
		町道小星線道路改良 工事に伴う水道管布 設替工事	3,500,000	0	3,500,000	0	0	2,887,500	612,500	0	0	0	道路改良工事の年度内完了が見込めないことから、補償工事である本工事も併せて繰越すものです。
		町道下市畑線水道管 布設替工事	48,500,000	0	48,500,000	0	0		48,500,000	0	0	0	本工事を施工するにあたり、交通量が多く片側交互通行で慎重に施工を行う必要があり、年度内完了が見込めないことから繰越すものです。
		県道小峰川内線道路 改良工事に伴う水道 管布設替工事	3,500,000	0	3,500,000	0	0	0	3,500,000	0	0	0	県道道路改良工事の年度内完了が見込めないことから、本工事も併せて繰越すものです。
		高畑用地登記手数料 (名義変更登記手数料)	457,000	357,000	100,000	0	0	0	100,000	0	0	0	0
					140,057,000								

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						水道収益			
1 水道事 業費用	1 営業費用	山都町水道事業変更 認可作成業務委託料	円 13,200,000	円 0	円 13,200,000	円 13,200,000	円 0	円 0	当該事業にて実施する水道事業の変更認可にあたり、求められる資料が不足し準備に日数を要したため繰越すものです。
					13,200,000				